

農業所得調査等団体補助金

概要

市内農業者の農業所得に関する諸業務を円滑に推進するため、農業所得調査等団体に対し運営費の補助を行うことにより安定的な運営を図る。

対象者

江丹別税対策協議会
永山税務対策事務所
JA東旭川税対策協議会
東鷹栖農民連盟
神楽農業所得事務協議会

対象事業／対象経費

市内農業者の農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する諸業務に係る事務費、会議費、人件費及び旅費

補助率(上限など)

補助対象経費の2分の1以内で、農業所得申告件数に5千円を乗じた額に、当該額の1割を事務費として加えた額
※ただし、前年度交付金額の1割の減額を限度とする。

その他